

長 寿 第 5 3 4 号
平成20年1月30日

各 { 介護保険施設開設者
介護サービス事業者
指定居宅介護支援事業者
有料老人ホーム開設者 } 殿

奈良県福祉部長寿社会課長
〈 公 印 省 略 〉

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」等に
基づく適切な対応について（通知）

平素より本県の介護保険行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、少子高齢化、労働力人口減少社会で、パート労働者（短時間労働者）が能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第72号）」及び「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成19年厚生労働省令第121号）並びに「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」（平成19年厚生労働省告示第326号）が公布又は告示され、平成20年4月1日から施行される予定です。

今後、事業主は、その雇用する短時間労働者について、就業の実態等を考慮し当該法律等に定められている措置を講ずることが必要となります。

つきましては、改正の内容等をご了知いただき、適切に対応していただきますようお願いいたします。

改正の内容については、厚生労働省ホームページ〔トピックス(部局別)>雇用均等・児童家庭局>2007年10月25日更新パートタイム労働法の改正について（アドレス<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1.html>）〕でご確認いただきますようお願いいたします。

なお、インターネットをご利用されていない等で送付を希望される場合は、1部につき240円分（郵送料）の切手を貼付した返信用封筒（A4サイズ）を同封の上、「パートタイム労働法希望」と朱書きして、下記担当あて請求いただきますようお願いいたします。

担 当

〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県長寿社会課介護事業係
TEL:0742-27-8532 / FAX:0742-27-3075

【参考】

◆パートタイム労働法改正の概要

1. 労働基準法により義務づけられている事項に加え、一定の労働条件について、文書の交付等による明示が義務化されます。(改正法第6条)

〈一定の労働条件〉

契約期間、仕事をする場所と仕事の内容、始業・終業の時刻、所定時間外労働の有無、休日・休暇、賃金、

〈改正法による追加事項〉

「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」

→違反の場合は、10万円以下の過料

2. パートタイム労働者から求められたときには、待遇の決定に当たって考慮した下記の事項について説明することが義務化されます。(改正法第13条)

〈説明義務が生じる事項〉

労働条件の明示、就業規則の作成手続、待遇の差別的取扱い、賃金の決定方法、教育訓練、福利厚生施設、正社員への転換を促進するための措置

3. 正社員と同視すべきパートタイム労働者（職務の内容及び配置が正社員と同じであって、契約期間に定めがないまたはそれと同じ状況にあるもの）の待遇を差別的に取り扱うことが禁止されます。(改正法第8条)

4. 正社員への転換を促進するための措置を講じることが義務化されます。

(改正法第12条)

〈講じる措置の例〉

- ・ 通常の労働者募集する場合、その募集内容を既に雇用しているパートタイム労働者に周知する。
- ・ 通常の労働者のポストを社内公募する場合、既に雇用しているパートタイム労働者にも応募する機会を与える。
- ・ パートタイム労働者が通常の労働者へ転換するための試験制度を設ける。

5. パートタイム労働者から苦情の申し出を受けたときは、事業所内で自発的な解決を図ることが努力義務化されます。(改正法第19条)

〈対象となる苦情〉

労働条件の文書交付等、待遇の決定についての説明、待遇の差別的取扱い、職務の遂行に必要な教育訓練、福利厚生施設、通常の労働者への転換を推進するための措置

6. パートタイム労働者と事業主間の紛争解決を援助するため、都道府県労働局長による紛争解決援助と調停が整備されます。(改正法第21条、第22条)

〈対象となる紛争〉

労働条件の文書交付等、待遇の決定についての説明、待遇の差別的取扱い、職務の遂行に必要な教育訓練、福利厚生施設、通常の労働者への転換を推進するための措置